

魅力ある新国立公文書館の展示・運営の在り方に関する 検討会（第11回） 議事録

日 時：令和5年12月15日（金）14時00分～14時47分
場 所：合同庁舎第8号館8階特別大会議室

開会

1. 展示基本構想骨子の検討
2. その他

閉会

（出席者）

田中座長、井上委員、川口委員、川島委員、伏木委員
原大臣官房審議官、坂本大臣官房公文書管理課長
鎌田国立公文書館長、山谷国立公文書館理事、中島国立公文書館統括公文書
専門官

○田中座長 これより、「第11回魅力ある新国立公文書館の展示・運営の在り方に関する検討会」を開会します。本日は、委員の皆さん全員に御出席いただいております。

それでは、議題1「展示基本構想骨子の検討」に入ります。

最初に、資料1、骨子案につきまして、内閣府から説明をお願いいたします。

○坂本課長 それでは、前回検討会での御指摘などを踏まえまして、前回の資料から大きく修正している部分のみ御説明をさせていただきます。

1の「基本的な考え方」中、2ページから「展示の目的」がございます。3ページの下の方に、3つ目の目的でございますが、「③我が国の歴史や政策の成り立ちを伝える」がございます。その2ポツ目、「展示の内容としては」の部分でございます。ここでは、展示は明治期以降を中心としつつも、江戸時代以前の文書も用いて、我が国の成り立ちや国のかたちを示していくことが必要といった記述をしておりますが、この部分に関しまして、前近代の文書についても館が貴重な資料を持っていることを具体的に記述しておくべきとの御指摘がございました。そこで、3ページの最後の「他方で」から4ページの「国立公文書館は、江戸幕府の紅葉山文庫や昌平坂学問所等の書籍・記録類をはじめとする内閣文庫の貴重な古書・古文書等を所蔵しており」という部分の記述を加えております。

続きまして、「(3) 展示の基本方針」についてでございます。この部分では、前回検討会では①から③の3点の方針を案としてお示しをさせていただきました。これについて、前回の検討会で井上委員から展示の視点の多様性も方針に加えるべきという御意見をいただきました。そこで、5ページの一番下のところでございますが、「④視点の多様性等を備えた展示」を加えさせていただきます。

6ページの「(4) 展示の形態及び構成」という部分でございます。このうち「②展示構成」という項目を新たに立ててございます。これにつきましては、前回検討会で川島委員から、この骨子案は大きな1として基本的な考え方、2として展示施設の順に記述しておりますけれども、2の施設の記述の中に展示の内容の話が混ざっていてコンフュージングだという御指摘がございました。そこで、この「展示構成」という項目を設けて、展示の内容についてはここに集約をしたものでございます。

この展示の構成、内容に関する部分に関しましては、本日特に御意見を伺いたい点がございしますので、2点御説明をさせていただきます。

1点目は「ア) シンボル展示」についてでございます。2ポツ目の「具体的には」という部分でございますけれども、憲法2点を展示することを基本として検討するという案を、国立公文書館の意見を踏まえて記載しております。これについて本日委員の皆様方の御意見をいただきたいと考えております。なお、議論のために、資料2として国立公文書館から、新館の展示における中核となり得る文書についての資料を配布していただいております。後ほど御説明をいただく予定でございます。

2点目は、続く「イ) 常設展示」の部分でございます。このうち7ページの上から2番目のポツの「また」というところから、常設展示のメインとなる歴史や政策の成り立ちを

伝える基本展示についての記述がございます。次の「具体的には」という部分でございますが、先ほどの「展示の目的」部分の御説明とも重なりますが、この部分では「前近代から現代に至る我が国の歩みに関する展示を行う」として、前近代について内閣文庫の資料等の展示も行いつつ、「日本のあゆみ」も参考に、主に近代以降を中心とした展示を行うことを検討するとしておりますけれども、この前近代の部分の扱いあるいは展示での取上げ方について御意見をいただきたいと考えております。同じく資料2で後ほど補足的に御説明をいただけたと思います。

以上のほか、各委員の御指摘を踏まえまして、追加した部分や修正した部分が多数ございますが、時間の関係から御説明は省略をさせていただきます。

なお、参考1でございますが、シンボル展示室のイメージ図をお配りしております。このイメージ図の考え方でございますけれども、これまで諸外国の展示などの報告がありましたが、共通して「没入感」といった要素がみられました。そういった要素も考慮しまして、部屋の隅の部分を曲線的に構成しましたり、シンボル展示室に求められる厳粛さ、静謐さといった観点から白を基調としましたり、また、床は木材にということでイメージ図を作ってみたものでございます。まだ壁面や天井のデザイン、あるいは展示台等についても全く作り込んでいない完全なイメージでございますけれども、御感想などございましたら本日伺えますと幸いです。

私からの説明は以上でございます。

○田中座長 続きます、資料2の説明をお願いします。

○中島統括公文書専門官 それでは、国立公文書館から資料2について簡単に御説明させていただきます。

こちらの資料でございますけれども、国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議の展示・学習等ワーキンググループが、平成28年度に全4回にわたり開催されました。この資料は、国立公文書館に行けば見ることができる展示の目玉資料としてどのようなものが考えられるのかについて当時当館から御説明した際に作成したもので、本日の御参考としてお配りしたものです。

「一部修正」としてありますが、18ページ、19ページに掲載しております「国立公文書館所蔵重要文化財一覧」につきまして、この資料作成後に指定を受けた重要文化財1点を追加しております。資料1点ごとの詳しい説明は各ページに記載してございますので、本日のこの場では省略いたしますが、ここに挙げた資料は公文書館としての特徴を伝え得るものであること、また、展示の目玉となる資料として当時選ばれたものでございます。

個別の資料でございますけれども、シンボル展示の候補資料として、資料の5ページから「大日本帝国憲法」「終戦の詔書」「日本国憲法」「新日本建設二関スル詔書」を挙げてございます。

加えて、このほかにも展示の中核となり得る資料として、9ページ以降で、岩倉使節団の「国書御委任状」「民撰議院設立建白書」「立憲政体樹立の詔」「国憲起草の詔」「国

会開設之勅諭」、そして「公文別録・大津事件」を挙げております。

さらに続きまして、15ページ以降では、古書・古文書を挙げております。当館では主に内閣文庫旧蔵の古書・古文書を所蔵しており、当館所蔵資料の特徴を表すものとして挙げているところがございます。

また、最後に、繰り返しになりますけれども、国の重要文化財の指定を受けている当館所蔵資料の一覧を挙げております。以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。それでは、意見交換に入りたいと思います。

各委員の皆様から御意見をいただければと思いますが、最初に川口委員、いかがでしょうか。

○川口委員 御説明ありがとうございます。

シンボル展示なのですけれども、全般的な方針として、どの文書、記録を展示するにしても、それ自体がどういうものであるかだけではなくて、ほかの2つのことも併せて説明することが大事だということを改めて強調しておきたいと思います。第1に、なぜそれが作られたかという社会的な文脈や時代状況です。近代以降であれば、最終版に至るまでの起案文書や推敲の過程などもあれば、一緒に展示することなどが考えられると思います。第2に、なぜその記録が国立公文書館に伝わっているのか。つまり、資料の来歴です。分かる範囲で入手の経緯を記す記録も併せて展示するとよいと思っております。近世以前であれば、例えば目録などがあって、この目録に記されているこれこれが、今、目の前にある資料のことですという解説を加えて、ただぽんと資料が重々しくそこにあるというだけではなくて、必要だったからその資料が作成されて、活用されて、受け継がれてきた理由や経緯があるということを示す必要があると思っております。

具体的な話をするということだったので、頂いた資料を見たのですけれども、この場でこれを出したらいかがですかと言うことがふさわしいか分からないのですけれども、見た感じ、展示の魅力という視点で、一案として城絵図などの類いが文字だけではなくビジュアルという点で展示では面白いのかと思いました。それも、ただ単に地図や図面があるという示し方をするのではなくて、今、申し上げたようななぜそれが作られたか、この場合は江戸幕府の統治の手段として作られたという背景ですとか、それが内閣文庫に伝えられて今に伝わるという来歴ですとか、来歴は重要文化財として挙げてくださっている「江戸幕府書物方関係資料」ですか、そういったものに記録されているのではと推測しますけれども、そういったものと一緒に示すことで、単に城絵図だから面白いということではなく、資料や記録といったものの新たな視点とともに持ち出すという考え方はあるのかと思いました。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。次に、川島委員、いかがでしょうか。

○川島委員 ありがとうございます。

資料1のまさにシンボル展示のところなのですけれども、明治からの近代国家建設に重点を

置くという感じになりますか。何をシンボルにするのかという点について、明治なのか戦後なのかということがあるように思います。つまり、明治憲法は帝国憲法で主権在君ですから、近代国家としてはいいけれども、民主主義ではないのです。その点では、戦後の憲法の方がいいわけですが、それでも反論があることも考えられ、やっぱり明治のほうがいいという人がいるかもしれない。でも、近代国家に今回重点を置いてコンセプトをつくるのならば、それをちゃんと説明しないとイケない。当然アジアの目線から見れば、明治憲法の下での体制がアジアを侵略したのだという論理になっているので、敏感に受け止められる向きもある。別にだからやめろという意味ではなくて、明治のほうにするならば、ちゃんと説明していかないとイケないだろうと思いました。

2つ目は、資料1、6ページの(4)の②の「ア) シンボル展示」のところで、「アジアで初めての近代的憲法となった大日本帝国憲法を展示する」と書いてあるのですけれども、教科書的にいうと、アジアで初めての近代憲法はミドハト憲法で、明治憲法は2番目と教えることもあります。この文書が外に出るのならば調整されたほうがいいと思います。

以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。次、伏木委員、お願いします。

○伏木委員 では、川口委員と重なるところもあるのですが、小学生、中高生にとっても、公文書館にある文書というものはどういうものなのか、そのことは同時に、どういうものが行政文書や歴史文書の中からどのようなプロセスで公文書館に保管されることになっているのか、そういう仕組みみたいなものが明確に解説されることが大事だと思うので、4ページの1(3)の辺りでしょうか、その文書の性格みたいなもの及び保管されるプロセスみたいなものを明確にさせていただけると、来館者は勉強しやすいというのが1点目です。

2点目は、9ページに事前に指摘させていただいたところは書かれてはいるのですが、1ページの検討の背景のところ、調査検討会議の議論の中で「デジタル技術の活用や他機関の所蔵資料の展示などによる『魅力ある展示手法の開拓』等の必要性を指摘した」というところから始まって、この新しい技術、デジタル技術などが劇的に進化する中で、公文書の保存や展示の在り方等も多少進化してくる、変わってくる部分もあると書かれています。全体の中では来館者向けの工夫、どういうものを展示したらいいかということが基本で書かれていますけれども、9ページに書いていただいたように来館しなくてもインターネット経由で外からもアクセスできるサービスというコンセプトに関わって、基本方針の一つだと思うので、もし取り入れられることがあれば、そこら辺は明確に打ち出してもいい時代なのではないかと思いました。

3点目は、これまでの検討会での議論の中で、こういう指摘があったのかどうかを確認させてください。9ページの下から2ポツ目のところで、「他方で」というところです。「デジタル技術は目的ではなく手段であり、展示ツールとしてふさわしい適切なものを利用することが必要」と書かれています。あえてこれをこの展示手法の中に盛り込んだ経緯みたいなものを教えていただければと思います。質問も含めて以上です。

○田中座長 では、今の伏木委員の質問の点につきまして、内閣府から回答をお願いいたします。

○坂本課長 御指摘ありがとうございます。

伏木委員からいただいた1点目と2点目については、少し書き加えられないかを検討させていただきたいと思います。

3点目は、直ちにいつの御意見かは調べられないので、後ほど御報告させていただきたいと思いますが、ここの文脈では、デジタル技術を積極的に活用することはよいけれども、他方で、それは手段であって、展示ツールとして使用すべきものを使用すべきだという御意見もあったと思いますので、このポツで書かせていただいたというものでございます。

○伏木委員 御説明ありがとうございます。

○田中座長 では、次に、井上委員、お願いいたします。

○井上委員 ありがとうございます。

今回の資料1、いろいろ見直していただきましたが、1点目、ダイバーシティの観点を追加されました。社会全体でダイバーシティの向上が重要課題とされる中、新館の展示方針にも多様性の視点を入れていただいたこと、感謝したいと思います。

もう一点、展示の企画において、記憶や、感情・情動という側面にも留意するという記述を今回加えていただきました。前回ご提案した際、必ずしもうまく説明できなかったかと思っておりますので、改めて申し上げます。グローバルな地政学的リスクの高まりに起因する国家や民族間の対立が激化しつつあり、DX等に伴って産業構造の根本的な変化による格差の拡大もあって、社会を不安定化させるリスクが高まっています。その対立の根底には、単なる利害の対立にとどまらない、人の情緒や感情が関係しているだろうと思っております。公文書館は、過去から現在までの歴史に関する「記録」を展示するものではありませんが、過去の歴史についての「記憶」を感情とともに観覧者に喚起させる作用もあります。展示企画においては、いたずらに対立をあおるようなものにしないのは当然のことではありますが、例えば東アジアの歴史認識の問題に関していえば、未来志向で関係を築いていく端緒となるような、あるいは建設的な議論を生む端緒となるような企画となることを期待したいと思います。今回の修正ではそういう趣旨をうまく酌み取って修文いただいたと思っております。

それから、シンボル展示等の話ですが、川島委員のご発言にありましたように、シンボル展示における大日本帝国憲法の位置づけというのはしっかり議論していかないといけないと思っております。歴史認識の問題などもありますので、よく検討して展示の在り方を決めていただきたいと思います。何よりも現在の日本国憲法がまず中心にあって、それに先立つものとして大日本帝国憲法がある、それをどう位置づけるかを十分検討いただきたいと思います。

もう一点、前近代をどう扱うかということです。国立公文書館では、近代以降を中心と

する常設展示にすることに異論はございません。ただ、近代国家としての日本の成立というのは、それに先立つ前近代の国の歩みと切っても切り離せないものではありますが、また、国のかたちの基礎には社会や文化というものがあるわけで、国立公文書館で所蔵している前近代の文書もうまく生かしていくことは、公文書館に来館された方にとっても満足感が高まるようなものになると思いますので、そのような形で進めていただければと思います。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

では、私からお話しさせていただくと、シンボル展示の展示からして、日本国憲法が中心になるのは当然だと思います。それから、その前、前史といいますか、憲法に至るまでの体制のことをどう書くかということで、川島委員からのお話もありましたけれども、ある意味で慎重な扱いは必要かとは思いますが、日本が近代国家を歩んだときの資料というのも何らかの形で必要で、その中に大日本帝国憲法が入るのかということだと思います。シンボル展示というのは少ないほうがシンボル性は増すとは思いますが、本当にこの2つの憲法だけでいいのか、ほかのものも含めてある程度入れたほうがよりこの2つの、特に今の日本国憲法の位置づけが分かりやすくなるのではないかということは感じています。

それから、前近代は常設展の話だったと思いますが、せっかく公文書館が今まで所蔵されているこういう文書を分かりやすく展示するいい機会、絶好の場所ではありますので、この前近代、なかなかその定義は容易ではないと思うのですが、鎌倉時代はどうするのかなど出てくると思うのですが、基本的には今の日本の近代国家の歩みを始めたときから後の文書については、常設展で扱ってもいいのかとは感じているところであります。

今のシンボル展示の部分と前近代については、特に御発言がなかった方もいらしたかと思うのですが、委員の皆さんで特にこの点について発言したいと、このシンボル展示と前近代について、御意見がありましたらお願いできますか。

川口委員、どうぞ。

○川口委員 大日本帝国憲法と現在の憲法と、それをシンボリックに展示することは賛成なのですけれども、「シンボル展示」という言葉がまさにそうなのですけれども、象徴的に物として仰々しく展示することに陥らないように気をつける必要があると思います。よく美術館、博物館でも立派な作品を1点所蔵しているとか、あるいはすごくお金を出して立派な作品を借りてきたのもものすごくシンボリックに展示するというやり方をされますけれども、それで終わってしまうと何も学びがないので、シンボリックに出しながらも、繰り返しになりますけれども、背景や来歴の解説をちゃんと添えないと、本当に明治の憲法もそうですけれども、何か信仰しているかのような誤解を与えてしまうので、そこに陥らないように気をつける必要があると思います。

以上です。

○田中座長 ありがとうございます。ほかの委員はございますか。

○伏木委員 では、補足しますけれども、川島委員、川口委員のお話と井上委員のお話も重なる部分なのですが、とても微妙な歴史観が対立する分野で、一方の採択される教科書には占領軍からの圧力でつくられた憲法だというような記述が通ったり、私も別の教科書に携わっていますけれども、庶民の声や市民運動みたいなものが反映されているというような路線で書かれていたりなど、いろいろな意見があります。それを特定の意見で展示していくことの難しさはあるので、それで井上委員が御指摘されたような多様性ということを尊重し、いろいろな立場から同時に出すことがいろいろな兼ね合いで困らなければいいなとも思いつつ、ぜひやってもらいたいと思っていて、これは歴史の御専門の川島委員に伺ってみたいと思うところなのですが、私が関わっていた教科書は随分教科書検定で修正を受けるので、ここら辺、微妙な問題といえますか、国立公文書館の姿勢が問われるのだらうと思っています。

以上です。

○田中座長 川島委員、お願いできますか。

○川島委員 多様性というか、それぞれ歴史観がまとわりつき過ぎているぐらいまとわりついているわけです。後段の部分での展示案で、普通選挙に重点を置いていらっしゃるし、すごく気を遣っていらっしゃるのによく分かるのです。ただ、難しいところもあるなと思ったので、全くの私見を申し上げると、シンボル展示に旧憲法と新憲法を両方入れたらどうですか。明治憲法と戦後の憲法を両方置いてというのは無理なのですか。どちらかだけにするといろいろな意見が出てしまいそうで、双方を置いておいて様々な意見があるとしておくと様々な意見を包摂できるように思うのです。シンボルは1個のほうがいいという話もありますが、2つ上手に配置して、明治憲法と戦後初期の憲法を両方置くことによって、様々な観点があるということを示してはどうでしょう。そのほうがすっきりするかと思ったりもしました。

いずれにしても、先生方がおっしゃるようにいろいろな解釈があり得るところなので、1つにするならば批判があることも踏まえてうまく展示しないといけないのだらうと思います。この国は敗戦もしていますし、歴史の軸が1本に単純化できないところがあります。そこがフランスやアメリカのようにいかない点です。これが正義だという一本槍のようなものがないわけです。かつ日本は歴史が長いので、アメリカのように18世紀にできた国ならばいいわけですが、そうもいかないものですし、また、フランスみたいに1789年が絶対とか、そういうものもないわけです。本来であれば1868年だったはずが、その後戦争で負けているので、どうしてもそこは微妙になっているわけです。そうすると、もし明治以降で展示するならば、1868年と1945年がこの国にとっての2つの大転換点があるのだ、としてはどうかということです。1868年と1945年が2大シンボルなのだという、それでは駄目なんでしょうか。そのほうがある種の最大公約数というか包摂性が高いように感じます。ただ、2つだとシンボルにならないと言われると、それはそうかもしれないという感じもするのです。あくまでも私見です。

○田中座長 ありがとうございます。川口委員、御発言をどうぞ。

○川口委員 私は2つを展示するという話なのかと思っていました。それはもう基本として、ただ、おっしゃるように、日本は歴史が長いので、近代がここで始まりましたというだけではなく、その前が踏まえられているといいのではないかというのが私が先ほど申し上げたことで、だから、3つぐらいの要素があってもいいのかというアイデアです。もちろんそれがベストだとは思わないですけども、1個に絞る必要はないのかとも思います。

○田中座長 井上委員、御発言はありますか。

○井上委員 私も今回の御提案は、日本国憲法と大日本帝国憲法の2つをシンボルとして展示するという意味なのかと思っていました。私はこの2つでいいと思っていますので、その意味では川島委員と同じ考えということになります。川口委員からもご発言がありましたが、大日本帝国憲法ができたところで一旦転換があって、戦後日本国憲法で再出発したという流れでいいますと、明治より前の時代があったからこそ大日本帝国憲法の意味があるということになるので、シンボル展示として何か出すかどうかは別として、前からのつながりが分かるような展示の仕方にしていただきたいと思います。

もう一点、先ほど伏木委員からありましたが、多様な解釈を排除しないようにしていただきたいと思いますのですが、公文書館が複数の解釈を示すといった展示は難しいかもしれません。多様な視点を入れた展示はどうあるべきかは検討が必要だと思います。たとえば、シンボル展示について、日本国憲法や大日本帝国憲法の位置づけについても様々な議論が特に諸外国からあるところ、多様な視点を入れた展示とは具体的にはどのようなものなのかということについて、まだ私もなかなか答えが出ないところにいるところです。

以上です。

○田中座長 今の多様な展示について、公文書館から御見解をいただくことは可能ですか。

○鎌田館長 今の多様な視点を取り入れた展示について申し上げますと、大日本帝国憲法についても日本国憲法についても多様な評価、多様な視点があることを直接公文書館の側で提示していけるかという点、それはかなり難しいことだし、公文書館の役割として果たして適切なものかどうかについては、疑問がないわけではないということでもあります。同時に、確かにこの2つの憲法はそれぞれに非常にイデオロギッシュな部分を持っていますので、難しい側面があります。その点についても先生方の御意見を十分に頂戴しながら進めていかなければいけないと思っています。また、それを見てこのようなすごいものがあったのだと思わせるだけの展示では、あまり公文書館の役割を果たしたことになるので、この資料1にも書いてありますように、制定過程や背景等を考えていただくきっかけとしてもらう、そういう展示の工夫はしたいと思っています。

それと同時に、国立公文書館の展示は、日本の歴史そのものを全部展示するようなものには性質上なり得ないので、国立公文書館がなぜあって、どういう役割を果たしているかということと関連づけたものでなければいけないと思っています。今日的には、民主主義の根幹をなす国民共有の知的資源である公文書、これを保存し、利用していただくという

のが一番大きな役割ですから、戦後民主主義の基礎をなしている日本国憲法を一つの柱にすることは重要です。また、現在の国立公文書館は明治政府以降の公文書を保存・利用していくというのも大きな役割ですから、明治政府、近代日本が成立して以来の公文書の管理をしていることを示す上では、その根幹にある大日本帝国憲法を展示することには意味があると思いますし、日本国憲法も大日本帝国憲法の改正という形で制定されているので、大日本帝国憲法も候補として挙がっているということでもあります。

そして、前近代につきましては、前近代についての資料を全部国立公文書館が持っているわけではなくて、国立公文書館の成り立ちからいって、明治政府が江戸幕府から受け継いだ古書・古文書を中心とした内閣文庫を承継していて、それも国立公文書館の重要な柱になっており、そういう現在の国立公文書館の機能を示すことと、それから、明治以前の前史についても展示が必要だということ、両方が重なる部分が我々が展示できる前近代の資料になるのではないかと思います。

シンボル展示というのは、何のシンボルかということも重要ですが、これは国のシンボルであると同時に、国立公文書館の役割を象徴するものという意味で理解しています。この検討会のこれまでの議論でも大日本帝国憲法と日本国憲法と2つを軸にして考えていこうといわれてきましたので、それを受け継いで今回の提案のような形で館としての意見を出した次第ですが、何をどのようにということについては、先生方の御意見を伺って、柔軟に考えを深めていければと思っています。

○田中座長 ありがとうございます。

今の館長の御意見に関しまして、何か委員の皆様から御発言、御質問などはございますか。

川口委員、お願いします。

○川口委員 鎌田館長がおっしゃっていたことに尽くされていると私も思います。後ほどバランスのところではお話ししようかと思っていたのですが、鎌田館長がおっしゃったように、国立公文書館の役割というフィルターを通して前近代を扱うという話だと思うのです。日本の歴史全部を扱うというのは、それは千葉県佐倉市の国立歴史民俗博物館などにお任せすればよくて、国立公文書館は江戸幕府からの資料があって、内閣文庫ということがあっての現在があるという視点からの前近代という話にするのが最もふさわしいと私も思って、鎌田館長のおっしゃるとおりだと思っています。

○田中座長 ありがとうございます。ほかに御意見はございますか。

井上委員、お願いします。

○井上委員 ありがとうございます。

鎌田館長からお話がありましたが、この国立公文書館の新国立公文書館の展示で、解釈を直接公文書館が示すというのは難しいだろうというのはそのとおりだと思います。他方で、例えば歴史認識に関して東アジア諸国との間での対立をあおらず、より建設的な方向に向かうような展示にするというのはどうあるべきかを考えた場合、アジ歴の実績が参考

になります。アジ歴は諸外国からも非常に高く評価されていると聞いています。アジ歴はデジタルですので、実際に来館する新国立公文書館の利用者とは層も違うでしょうから、異なるところもありますが、より多くの人に開かれた新国立公文書館での展示の在り方はどうあるべきかを考える参考になるかと思いました。

以上です。

○田中座長 川島委員、お願いします。

○川島委員 今の鎌田館長のお話でおっしゃるように尽きていると思いますけれども、もちろん国立公文書館が憲法について解釈を示すというのは、それは無理だと思うのです。ただ、歴史資料で語ることは可能で、つまり、例えば新憲法のほうであっても、それができる過程とか、そういうものに少し違う資料を示すことは可能ですね。例えば芦田修正案の話であるとか。明治もそうだけれども、それができる過程における違う意見などがあるわけですから、そういうことに関して持っていらっしゃる文書を、公文書を示すことによって多様性を語ることは可能なのではないのでしょうか。これはまさにいわゆる歴史学者がよくやる資料に語らせるというものでいいと思っています。淡々と説明しながらも、それを読むといろいろな意見があったのだと分かる、ということではどうかと感じます。そこはまさに公文書でもって多様性を語るということでもいいのではないかと思います。

○田中座長 鎌田館長、何かありますか。

○鎌田館長 大変有益な御意見をいただきまして、ありがとうございます。

御指摘のような形でできる限りの工夫をしていきたいと思えますし、アジ歴とは今は別々の建物でやっていますけれども、新館になりますと同じ建物になるようなこともあろうかと思えますので、アジ歴の様々な経験も生かしながら、近隣諸国の皆さんにも日本はこういう部分でも優れているというように見ていただけるような展示を工夫していきたいと思えます。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、今のシンボル展示や前近代以外のところで、この骨子の点につきまして、御意見、御見解、御質問はございますでしょうか。

もしなければ、私から1点、今回シンボル展示の関係でもあるのですが、せっかく憲法を展示して、日本国憲法の何を展示するかというのがあって、現物がもうあるのであれば、現物というものは1個しかないから、それをどう見せるか、私もアイデアがあるわけではないのですが、冒頭の総理大臣の副署だけ見せても仕方がないので、全文であったり、9条であったり、いろいろな文言があるところを見たほうが来館者にとっては非常に印象に残るのかと思うので、展示の仕方は工夫していただければよいと思えます。

それから、今は壁面を全部使うというものすごく非常に厳粛な雰囲気ではあるのですが、本当にこういう方法がいいのか、これはスペース的な工夫もあるとして、真ん中の展示を考えるのかとか、そこら辺の御検討も引き続きしていただいたほうがいいのかと思います。

この骨子そのものの内容についてはではないのですが、2点あり、1点目が、固定ファン

みたいな人たちというのですか、リピートするような施設にすることが必要かと思っておりますので、もちろんこの5ページにありますように、目的を持っていらっしゃる方だけではないし、いろいろな学校の参観などもあると思うのですが、公文書館を非常にサポートしてくれるような方が、興味を持って何か月に1回は行きたいと思うような展示も必要なのかと思います。

2点目は、13ページで、ほかの公文書館や資料館が持っている文書のことにも触れていただきました。せっかく今回公文書館が新しくできるときに、いろいろな団体が持っている公文書に近い文書はあると思う。例えば政党が持っている文書など、そういったものも公文書館に何らかの形で預けていただくとか、寄託するとか、そういう取組は今の公文書館も含めてやってもいいのかとは感じています。

ほか、委員の皆さん、御意見はございますか。

それでは、本日の議題については以上にしたいと思います。

次回の検討会は年明け2月15日を予定しています。可能であれば、今回の展示基本構想の取りまとめとなります。詳細につきましては、また事務局から御連絡いたします。

本日の議題は以上となります。委員の皆様におかれましては、お忙しいところ御出席いただきまして、ありがとうございます。これで終了します。